

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 概要等

#### 1 概要

本特記仕様書は、「堀兼浄水場揚水ポンプ更新工事」に関するものである。

受注者は、設計図書および監督員の指示に従い誠意をもって、機器及び装置の設計、製作、運搬、据付、試験、調整に当たるものとする。これらの機械及び装置は、性能、強度、耐久度に関し相互間の協調がとれ、既存の機械設備、電気設備及び計装設備等と一体となり、円滑に運転ができるような施設としなければならない。

#### 2 施工

受注者は、特記仕様書（以下仕様書という）および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項であっても、施工上当然必要とされるものについては、受注者の責任において行わなければならない。また、設計図書の数量等は参考数量であるから、実施にあたっては承諾図及び施工図を作成のうえ監督員と協議し、施工しなければならない。

工事の施工に際し設計図書を把握し、埼玉県建築工事实務要覧、埼玉県企業局建設工事共通仕様書（上工水道編）、狭山市建設工事請負契約約款及び日本水道協会発行の「水道工事標準仕様」等に則り施工すること。

#### 3 変更の範囲

本工事の施工上必要であれば、実施工事図を提出して、監督員の承認を得て変更することができる。ただし、本変更の範囲は設計の本質的機能を変えるものであってはならない。また、現場の納まり、取り合わせ等の関係によって生じる機器の取り付け位置、配管路及び取付方法等の軽微な変更は、契約金額に増減なく施工すること。

#### 4 疑義の解釈

仕様書および設計図書の事項について疑義を生じた場合の解釈は、監督員の指示に従わなければならない。

#### 5 法令、条例等の適用

受注者は、仕様書に記載する各種工事を、下記関係法令に従い施工しなければならない。

- 1) 水道法
- 2) 電気事業法
- 3) 建築基準法
- 4) 消防法
- 5) 労働安全衛生法
- 6) その他本工事に関する法令、条例

#### 6 基準・規格

受注者は、仕様書に記載する各種工事を、下記関係基準規格に従い施工しなければならない。

- 1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- 2) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- 3) 水道工事標準仕様書【設備工事編】（日本水道協会）
- 4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建設工事標準仕様書
- 5) 日本産業規格（JIS）
- 6) 日本水道協会規格（JWWA）
- 7) その他関連法令、条例、及び規格等

## 7 各官庁への手続

受注者は、関係諸官庁等に対する一切の手続きを行なうとともに、常に密接な連絡を保ち設備使用開始に支障のないようにしなければならない。また、これに必要な経費は受注者の負担とすること。

関係諸官庁、その他の者に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅延なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

## 8 主任（監理）技術者

受注者は、本工事契約後速やかに主任（監理）技術者および現場代理人を定めて本市に届けなければならない。

## 9 機械器具および工事材料の管理

工事に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い工事の進捗に支障のないよう手配すると共に、品質管理および保管管理等は受注者が責任を持って行なうものとする。

工事現場が他工事と隣接する場合、または同一場所において別途工事のある場合は、他工事担当者と調整し、常に相互の協調をとって処理しなければならない。

また、使用機械は環境に配慮し、排ガス対策・低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種及び規格については、施工計画書等に明記すること。

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い天地無用の機器にはその旨を明記し適当な転倒防止の方法を講じるものとする。

## 10 用地の使用

無償貸与以外の民有地等を利用する場合の借上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

施設運転管理者用駐車スペース、資材置場、通行路を確保すること。

## 11 工事用電力等

1) 工事用電力の引込み等に係る費用及び使用料金は受注者の負担とする。

2) 試運転及び調整等に要する機械油、グリース、燃料等一切の油脂類（容器含む）は、受注者の負担とする。

## 12 調査及び設計

受注者は、工事着工に先立ち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分に実情を把握したうえで工事を施工しなければならない。また本特記仕様書及び設計図書に基づく確認、検討、打合せ、調整等を行い本施設に合った最適な機器及び材料を選択し、機器製作及び据付工事にあたるものとする。

## 13 工事基本条件

施工に当たっては以下の項目に注意し行うこと。

1) 現施設の運転を継続しながらの施工であること。

2) 既存施設及び設備への影響を最小限にとどめること。

3) 更新後の維持管理に配慮した配置及び構成とすること。

4) 機器の選定については周辺機器等への影響を十分に配慮した機器を選定すること。

また騒音規制法・振動規制法・市条例等を遵守し、更新工事中及び完成後に苦情等が発生した場合には、適切に対応すること。

5) 設備一部分の故障が設備全体に波及しないこと。

これらの基本条件を踏まえ、機器の型式・設備の構成・施工手順及びその方法について十分に検討し、施工すること。

#### 1.4 施設の安全

受注者の責に帰すべき施工中の事故損害等が発生した場合や、既設構造物、機器、水質等に汚染及び損傷を与えたときは無償で受注者は監督員の指定する期間内に、修理又は交換しなければならない。また、設備が稼働中の場合の試運転調整及び実負荷調整は、監督員及び施設管理担当職員と事前に協議を行い、断水事故等が発生しないよう注意して作業を行うこと。

#### 1.5 衛生管理

本工事場所は、水道施設であり飲料水を取扱っているため、衛生には十分注意し油脂及び薬剤等の飲料水に不適なものは取扱いに十分注意すること。また、水道法21条に基づく健康診断結果を監督員に報告すること。

#### 1.6 施工上の諸注意

調査時は、揚水ポンプ井は排水を行い実機の確認を行う事はできるが、調査後、工事着手までの間、通常運用を行うため、現状復帰を行うものとする。

#### 1.7 近隣に対する周知

工事に先立ち、各工事担当者及び監督員と打合せのうえ、近隣住民へ「工事のお知らせ」等を配布し、周知すること。

#### 1.8 交通安全

工事関係車両等の進入退出ルートは、施設周辺の環境を十分調査したうえで監督員及び他工事担当者と協議のうえ決定し、施工計画書を作成し、提出すること。

施設周辺の道路の使用にあたっては、一般の通行を優先し、作業車、運搬車等の交通安全に十分留意すること。また、必要に応じて進入退出路に誘導員を配置し、交通安全に努めること。

#### 1.9 提出書類

受注者は、下記の書類、図面、図書および監督員が指示する書類、図面を提出しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

1) 工事工程表	1部
2) 現場代理人通知書	1部
3) 施工計画書	1部
4) 施工体制台帳	1部
5) 下請負人通知書	1部
6) 施工設計図等の承諾図	2部
7) 機器製作図、仕様書、計算書等の承諾図	2部
8) 材料承諾書	2部
9) 試験要領書（工場・現地）	2部
10) 試験成績書（工場・現地）	2部
11) 取扱説明書	3部
12) 工事完成図書	3部
13) 工事完成図書データ（電子媒体）	1式
14) 工事記録、工事写真帳	1式
15) その他監督員が指定する書類	1式

#### 2.0 建設廃棄物の再資源化等

1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録照明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ①1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
- ②500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
- ②アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
- ③最終請負金額100万円以上の工事

2) 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3) 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

4) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については、以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の条件

特定建設資材廃棄物の種類：解体系混合廃棄物

所在地：片道運搬距離2.5km以下の埼玉県内

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5) 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

6) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

7) 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

#### 2 1. 機器の機能維持

受注者は工事完了後、総合試運転までの間、設備の機能維持に必要な措置を講じなければならない。

#### 2 2. 総合試運転

受注者は監督員の指示する期間に、関連工事業者との連絡を密にとり総合試運転に協力する義務を負うものとする。

#### 2 3. 保証期間

本工事における機器類の保証期間は、竣工検査後2ヶ年とする。万一保証期間内において受注者の起すべき原因（機器の不良，工事の不完全）による事故が発生した場合は、監督員の指示により無償にて補修または新品に交換すること。

### 第2節 仮設工事

#### 1. 仮設物

- 1) 受注者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける必要のある場合には、設置位置その他について、監督員の承認を受けなければならない。
- 2) 火を使用する場所、引火性材料の貯蔵所はなるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選び、関係法規の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料等で覆い、消火器を設備することとする。
- 3) 工事用足場等は、堅牢に仮設し常に安全に使用できるように維持管理すること。
- 4) 工事終了後は、速やかに工事仮設物を処分若しくは撤去し、清掃をしなければならない。
- 5) 仮橋、仮道、仮水路、工事用足場等に関する費用は受注者の負担とする。

## 第2章 揚水ポンプ設備

### 第1節 一般事項

#### 1. 概要

工事範囲は以下のとおりとする。

##### (撤去工事範囲)

- ・揚水ポンプ (付随ケーブル類含む) 2台
- ・揚水管 (揚水管と付属台座を再使用) 2本
- ・曲管 (曲管を再使用) (付随保温材含む) 2本
- ・逆止弁 (付随保温材含む) 2台
- ・仕切弁 (付随保温材含む) 2台

産業廃棄物処理にはポンプ類・弁類・配管・保温材・配線類を含むものとし、撤去品は関係法令に基づき適正に処分すること。

##### (据付工事範囲)

- ・揚水ポンプ (付随ケーブル類含む) 2台
- ・揚水管 (揚水管と付属台座を再使用) 2本
- ・曲管 (曲管を再使用) (付随保温材含む) 2本
- ・逆止弁 (付随保温材含む) 2台
- ・仕切弁 (付随保温材含む) 2台

##### (改造工事範囲)

- ・揚水ポンプ動力盤

### 第2節 揚水ポンプ機器仕様

#### 1. 揚水ポンプ

##### 1) 使用目的

本ポンプは、着水井から配水池への自己水浄水の揚水用である。

##### 2) 仕様

ポンプ番号	1～2号
ポンプ形式	水中モーターポンプ
台数	2台
口径	150A
容量	2.04 m <sup>3</sup> /min×1.1m×1.1kW
電源	三相×200V×50Hz
材質	ケーシング FC200 羽根車 CAC402 主軸 SUS403

付属品 連成計、自動空気抜き弁  
その他必要なもの

#### 2. 仕切弁

##### 1) 仕様

仕切弁番号	1～2号
形式	手動外ネジ仕切弁
口径	200A
台数	2台
面間距離	300mm
接続方式	フランジ式 (JIS10k)

材 質 弁箱、弁体、ふた：FCD450-10  
ゴム弁座：EPDM  
弁棒：SUS403

### 3. 逆止弁

1) 仕様  
数 量 2台  
形 式 スイング式逆止弁  
口 径 200A  
面間距離 390mm  
接続方式 フランジ式 (JIS10K)  
材 質 弁体・弁箱：FC200  
ゴム弁座：NBR

### 4. 2F直管 (再使用)

1) 仕様  
数 量 2本  
長 さ 2407mm  
口 径 200A  
接続方式 フランジ式 (JIS10K)  
材 質 SUS304、SCH20

### 5. 2F片落管付直管

1) 仕様  
数 量 2本  
長 さ 約351mm  
口 径 150A×200A  
接続方式 フランジ式 (JIS10K)  
材 質 SUS304、SCH20

### 6. 曲管 (再使用)

1) 仕様  
数 量 2本  
口 径 200A

### 7. フランジ接合材

1) 仕様  
数 量 2組  
形 式 全面パッキン  
口 径 150A  
接続方式 フランジ式 (JIS10K)  
材 質 パッキン：EPDM  
ボルト・ナット：SUS304

### 8. フランジ接合材

1) 仕様  
数 量 10組  
形 式 全面パッキン  
口 径 200A  
接続方式 フランジ式 (JIS10K)  
材 質 パッキン：EPDM  
ボルト・ナット：SUS304

## 第4章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 概要

本工事は揚水ポンプ設備の据付工事を行うものである。

#### (2) 位置の決定

機器の据付け及び小配管布設位置の決定については、監督員の指示を受けるものとする。

#### (3) はつり等

機器等の取付けに際し構造物にはつり、貫通及び溶接を行う場合には監督員の指示を受けた後施工し、すみやかに補修するものとする。

#### (4) 発生材の処分

撤去する既設機械設備は、産業廃棄物として処理し、マニフェストの写しを提出すること。

#### (5) その他

工事施工上又は機能上、設計図書の記載事項以外においても、当然必要と思われるものについては、受注者の負担で施工するものとする。

### 2. 据付工事

(1) 各機器の据付けにあたっては十分に耐震性を考慮して行うこと。

(2) 据付にあたっては水準器等によって完全に芯出し調整をおこなうこと。

### 3. 配管工事

(1) 揚水管、逆止弁、及び仕切弁を対象とし更新するもので、図面に明示してある配管一切を行うこと。

(2) 据付にあたっては水準器等によって完全に芯出し調整をおこなうこと。

### 4. 電気工事

(1) 揚水ポンプのケーブルを揚水ポンプ井上部のプルボックスまで配線する。

(2) 揚水ポンプ動力盤の機能増設（容量変更22kW→11kW）

### 5. 保温工事

(1) 本工事の揚水ポンプ井上部の露出配管は保温を行うこと。また、一部保温材が撤去されている箇所があるため、今回工事で保温材を設置すること。

(2) 保温範囲：揚水ポンプ井上部の揚水管、連通管、曲管、逆止弁、仕切弁、その他

#### (3) 保温仕様

口径：200A、250A

材質：グラスウール+SUS鋼板カバー

厚さ：約40mm

数量：1式

## 6. 試 験

各機器は完成後、工場において関係規格に基づく検査を行い、合格の上出荷する。  
尚、ポンプの試験方法は JIS B 8301 に基づいて実施すること。

## 7. 塗 装

機器の塗装は、十分な下地処理を行ったうえ、錆び止め・上塗り共実施し出荷すること。  
塗料は耐水・耐酸性等に優れたものを使用し、長期の使用に耐えられるものとする。尚、ポンプ・弁類・配管外面は結露防止塗装とし、仕上色については別途指示するものとする。

## 8. 補修塗装

施工に際し、既存塗膜を損傷した場合補修塗装を行うものとする。ポンプ井外部については、ウレタン防水塗装、内部については無溶剤形エポキシ樹脂塗装とする。

## 9. 付属品・予備品

各機器の付属品は本仕様書に記載されているものの他、受注者において運転上必要と認められるものは、全てこれを備えるものとする。

また、仕様書に記載されていない部品であって、1年以内に消耗すると思われるものは、1年分を納入しなければならない。

## 第5章 検査および試験

### 1. 検査および試験

#### (1) 検査事項

本工事における「製品（工場）検査」及び「現場搬入検査」等に係る試験および検査に要する費用は受注者の負担とし、下記項目を実施しなければならない。

- 1) J I S、J E C、J E M等の試験項目のあるものは、それに準ずる。
- 2) 形状、寸法検査
- 3) 性能試験
- 4) 運転状態検査
- 5) その他、監督職員が必要と認める事項

#### (2) 工場立会検査

本工事に使用する主な機器、材料等で監督職員が必要と認めたものについては、製作工場において、監督職員立会のもとに性能試験、動作検査を行うことを原則とするが、工場試験成績表によりこれを省略することもある。また、検査の有無にかかわらず、受注者は監督職員の指示する主要機器、材料等について、全ての工場試験成績表を提出するものとする。

#### (3) 中間検査

工事完了後に検査できない部分については、監督職員の間接検査を受けるものとする。

#### (4) 竣工検査

- 1) 工事完了に当たっては、検査員の竣工検査を受けるものとし、検査合格をもって受渡し完了とする。
- 2) 竣工検査を受けるに当たっては、完成図書および監督職員が指示する書類等を監督職員まで提出する。

### 2. その他

施設内配管路に関する水張り試験及び水圧試験に必要な水については、発注者が支給する。